

長崎市学校等施設包括管理業務委託仕様書・個別〈特記〉仕様書 (案)

目次

1 自家用電気工作物保守管理 .....	1 頁～
2 消防設備保守点検 .....	6 頁～
3 貯水槽(受水槽・高架水槽)清掃点検.....	12 頁～
4 昇降設備保守点検 .....	15 頁～
5 給食用小荷物昇降機保守点検.....	18 頁～
6 空調機フロンガス定期点検.....	19 頁～
7 防火設備点検※建築基準法第12条.....	20 頁～
8 非常用発電設備保守点検 .....	22 頁
9 自動ドア保守管理 .....	22 頁～
10 (ガス)空調設備保守点検.....	25 頁～
11 非常通報装置保守点検 .....	27 頁～
12 自家発電設備保守点検 .....	28 頁～
13 給湯設備保守点検 .....	29 頁
14 ボイラー設備保守点検.....	29 頁～
15 雨水濾過設備保守点検 .....	30 頁
16 浄化槽保守点検 .....	30 頁～
17 建築物衛生管理 .....	31 頁～

18 簡易水道衛生検査 .....	32 頁
19 工作物(バスケットゴール)点検業務 .....	32 頁～
20 施設清掃業務(側溝清掃等含む) .....	33 頁～
21 機械警備 .....	40 頁～
22 樹木剪定・植栽業務.....	46 頁～
23 害虫害獣防除・駆除業務.....	49 頁～
24 プールろ過装置保守点検 .....	52 頁～
25 プール水質検査.....	53 頁
26 プールバランシングタンク清掃 .....	53 頁
27 舞台設備関連保守点検 .....	54 頁～
28 空調機洗浄 .....	57 頁～
29 グリストラップ清掃業務 .....	59 頁～
30 ダクト・フード等清掃 .....	60 頁～
31 電気設備点検 .....	61 頁
32 遊具・校庭設備点検.....	61 頁～
33 建築基準法第12条に基づく点検業務※建築基準法第12条第2項 .....	62 頁
34 建築基準法第12条に基づく点検業務※建築基準法第12条第4項 .....	62 頁
35 日常業務修繕 .....	62 頁～

※現時点において委託期間中に実施を予定している業務内容(対象施設及び業務概要等)を示しているため、年度ごとの業務内容については、計画等に変更が生じた場合は、委託者と受託者との間で協議を行い、一部増減することがある。

(1) 自家用電気工作物保守管理

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	小・中・高等学校自家用電気工作物保安管理業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校61校	小学校61校	小学校61校	小学校61校	小学校61校
	中学校35校	中学校35校	中学校35校	中学校35校	中学校35校
	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校
4 根拠法令等	電気事業法 長崎市電気工作物保安規程				
5 業務概要	<p>(1)電気工作物の維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験</p> <p>(2)経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項その他必要な事項がある場合については、報告及び助言</p> <p>(3)電気事故発生時における適切な処置及び助言、必要に応じて臨時点検</p> <p>(4)法令に基づく立入検査の立会</p> <p>(5)自家用電気工作物の設置または変更の工事について、設計審査、法令に基づく工事期間中の点検、竣工検査の実施及び助言</p> <p>(6)自家用電気工作物の設置または変更について、産業保安監督部長に対し、申請書・届出書の提出を必要とする場合における、書類または図面の作成及び手続の協力</p> <p>(7)点検終了後、点検施設に点検結果報告書を1部提出</p>				
6 頻度	<p>(1)月次点検 隔月1回</p> <p>(2)年次点検 毎年1回</p> <p>(3)臨時点検 必要の都度</p> <p>(4)工事期間中 毎週1回</p> <p>(5)竣工検査 必要の都度</p>				
7 特記事項	委託期間中に容量の変更が生じる可能性あり				
8 担当所管	学校施設課				

1~120-1

※表欄外の左下の数字は、業務対象施設一覧中の「目的 No.」-「業務 No.」と連動しており、対象施設名及び対象業務を表している。

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	自家用電気工作物保安管理業務（福田合同庁舎）				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設
	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設

4 根拠法令等	電気事業法 長崎市電気工作物保安規程
5 業務概要	(1)電気工作物の維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験 (2)経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項その他必要な事項がある場合については、報告及び助言 (3)電気事故発生時における適切な処置及び助言、必要に応じて臨時点検 (4)法令に基づく立入検査の立会 (5)自家用電気工作物の設置または変更の工事について、設計審査、法令に基づく工事期間中の点検、竣工検査の実施及び助言 (6)自家用電気工作物の設置または変更について、産業保安監督部長に対し、申請書・届出書の提出を必要とする場合における、書類または図面の作成及び手続の協力 (7)点検終了後、点検施設に点検結果報告書を1部提出
6 頻度	(1)月次点検 隔月1回 (2)年次点検 毎年1回 (3)臨時点検 必要の都度 (4)工事期間中 毎週1回 (5)竣工検査 必要の都度
7 特記事項	
8 担当所管	庁舎管理課

130～131-I

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	自家用電気工作物保安管理業務（土井首合同庁舎）				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	児童館1施設 庁舎1施設 ふれあいセンター1施設	児童館1施設 庁舎1施設 ふれあいセンター1施設	児童館1施設 庁舎1施設 ふれあいセンター1施設	児童館1施設 庁舎1施設 ふれあいセンター1施設	児童館1施設 庁舎1施設 ふれあいセンター1施設
4 根拠法令等	電気事業法 長崎市電気工作物保安規程				
5 業務概要	(1)電気工作物の維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験 (2)経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項その他必要な事項がある場合については、報告及び助言 (3)電気事故発生時における適切な処置及び助言、必要に応じて臨時点検				

	(4)法令に基づく立入検査の立会 (5)自家用電気工作物の設置または変更の工事について、設計審査、法令に基づく工事期間中の点検、竣工検査の実施及び助言 (6)自家用電気工作物の設置または変更について、産業保安監督部長に対し、申請書・届出書の提出を必要とする場合における、書類または図面の作成及び手続の協力 (7)点検終了後、点検施設に点検結果報告書を1部提出
6 頻度	(1)月次点検 隔月1回 (2)年次点検 毎年1回 (3)臨時点検 必要の都度 (4)工事期間中 毎週1回 (5)竣工検査 必要の都度
7 特記事項	
8 担当所管	庁舎管理課

147～149-1

1 業務番号	NO. 4				
2 業務名	自家用電気工作物保安管理業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設 子育て支援センター1施設 放課後児童クラブ1施設	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設 子育て支援センター1施設 放課後児童クラブ1施設	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設 子育て支援センター1施設 放課後児童クラブ1施設	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設 子育て支援センター1施設 放課後児童クラブ1施設	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設 子育て支援センター1施設 放課後児童クラブ1施設
4 根拠法令等	電気事業法 長崎市電気工作物保安規程				
5 業務概要	(1)電気工作物の維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験 (2)経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項その他必要な事項がある場合については、報告及び助言 (3)電気事故発生時における適切な処置及び助言、必要に応じて臨時点検 (4)法令に基づく立入検査の立会 (5)自家用電気工作物の設置または変更の工事について、設計審査、法令に基づく工				

	<p>事期間中の点検、竣工検査の実施及び助言</p> <p>(6)自家用電気工作物の設置または変更について、産業保安監督部長に対し、申請書・届出書の提出を必要とする場合における、書類または図面の作成及び手続の協力</p> <p>(7)点検終了後、点検施設に点検結果報告書を1部提出</p>
6 頻度	<p>(1)月次点検 隔月1回(絶縁監視装置使用)</p> <p>(2)年次点検 毎年1回</p> <p>(3)臨時点検 必要の都度</p> <p>(4)工事期間中 毎週1回</p> <p>(5)竣工検査 必要の都度</p>
7 特記事項	
8 担当所管	東総合事務所地域福祉課

121～123、160～162-1

1 業務番号	NO. 5				
2 業務名	公民館自家用電気工作物保安管理業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館2施設	公民館2施設	公民館2施設	公民館2施設	公民館2施設
4 根拠法令等	<p>電気事業法</p> <p>長崎市電気工作物保安規程</p>				
5 業務概要	<p>(1)電気工作物の維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験</p> <p>(2)経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項その他必要な事項がある場合については、報告及び助言</p> <p>(3)電気事故発生時における適切な処置及び助言、必要に応じて臨時点検</p> <p>(4)法令に基づく立入検査の立会</p> <p>(5)自家用電気工作物の設置または変更の工事について、設計審査、法令に基づく工事期間中の点検、竣工検査の実施及び助言</p> <p>(6)自家用電気工作物の設置または変更について、産業保安監督部長に対し、申請書・届出書の提出を必要とする場合における、書類または図面の作成及び手続の協力</p> <p>(7)点検終了後、点検施設に点検結果報告書を1部提出</p>				
6 頻度	<p>(1)月次点検 隔月1回</p> <p>(三和公民館のみ上記に加えて 小出力発電設備 6か月に1回)</p> <p>(2)年次点検 毎年1回</p> <p>(3)臨時点検 必要の都度</p> <p>(4)工事期間中 毎週1回</p>				

	(5)竣工検査 必要の都度
7 特記事項	対象施設：香焼公民館、三和公民館
8 担当所管	南総合事務所地域福祉課

133、137-1

1 業務番号	NO. 6				
2 業務名	公民館等自家用電気工作物保安管理業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	文化センター 3施設	文化センター 3施設	文化センター 3施設	文化センター 3施設	文化センター 3施設
	庁舎1施設 体育館1施設	庁舎1施設 体育館1施設	庁舎1施設 体育館1施設	庁舎1施設 体育館1施設	庁舎1施設 体育館1施設
4 根拠法令等	電気事業法 長崎市電気工作物保安規程				
5 業務概要	<p>(1)電気工作物の維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験</p> <p>(2)経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項その他必要な事項がある場合については、報告及び助言</p> <p>(3)電気事故発生時における適切な処置及び助言、必要に応じて臨時点検</p> <p>(4)法令に基づく立入検査の立会</p> <p>(5)自家用電気工作物の設置または変更の工事について、設計審査、法令に基づく工事期間中の点検、竣工検査の実施及び助言</p> <p>(6)自家用電気工作物の設置または変更について、産業保安監督部長に対し、申請書・届出書の提出を必要とする場合における、書類または図面の作成及び手続の協力</p> <p>(7)点検終了後、点検施設に点検結果報告書を1部提出</p>				
6 頻度	<p>(1)月次点検 隔月1回</p> <p>(2)年次点検 毎年1回</p> <p>(3)臨時点検 必要の都度</p> <p>(4)工事期間中 毎週1回</p> <p>(5)竣工検査 必要の都度</p>				
7 特記事項	<p>委託期間中に容量の変更が生じる可能性あり</p> <p>琴海文化センター、琴海南部文化センター、琴海地域センターが対象。(琴海地域センター内に琴海南部文化センターがある)</p>				
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課				

140～144-1

1 業務番号	NO. 7				
2 業務名	自家用電気工作物保安管理業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館2施設 老人施設2施設	公民館2施設 老人施設2施設	公民館2施設 老人施設2施設	公民館2施設 老人施設2施設	公民館2施設 老人施設2施設
4 根拠法令等	電気事業法 長崎市電気工作物保安規程				
5 業務概要	<p>(1)電気工作物の維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験</p> <p>(2)経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項その他必要な事項がある場合については、報告及び助言</p> <p>(3)電気事故発生時における適切な処置及び助言、必要に応じて臨時点検</p> <p>(4)法令に基づく立入検査の立会</p> <p>(5)自家用電気工作物の設置または変更の工事について、設計審査、法令に基づく工事期間中の点検、竣工検査の実施及び助言</p> <p>(6)自家用電気工作物の設置または変更について、産業保安監督部長に対し、申請書・届出書の提出を必要とする場合における、書類または図面の作成及び手続の協力</p> <p>(7)点検終了後、点検施設に点検結果報告書を1部提出</p>				
6 頻度	<p>(1)月次点検 隔月1回</p> <p>(2)年次点検 毎年1回</p> <p>(3)臨時点検 必要の都度</p> <p>(4)工事期間中 毎週1回</p> <p>(5)竣工検査 必要の都度</p>				
7 特記事項					
8 担当所管	中央総合事務所総務課				

124～127-1

## (2) 消防設備保守点検

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	小・中・高等学校消防用設備等保守点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校66校 中学校36校 高等学校1校	小学校66校 中学校36校 高等学校1校	小学校66校 中学校36校 高等学校1校	小学校66校 中学校36校 高等学校1校	小学校66校 中学校36校 高等学校1校
4 根拠法令等	消防法、建築基準法				



5 業務概要	(1)消防法に準じた消防用設備等点検 (2)消防設備及び防火設備の異常等発生時への対応 (3)建築基準法第12条第4項に規定する防火設備の点検 (4)不適格箇所及び不良品等の施設一覧の作成 (5)点検結果が不良であった箇所の修繕にかかる参考見積書の作成 (6)消防用設備等施設別現況一覧の作成 等 (7)不備消火器及び期限切れ消火器の交換
6 頻度	機器点検：年に2回 総合点検：年に1回
7 特記事項	
8 担当所管	学校施設課

120-2

120-7

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	消防用設備等保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	児童館3施設 子育て支援センター1施設	児童館3施設 子育て支援センター1施設	児童館3施設 子育て支援センター1施設	児童館3施設 子育て支援センター1施設	児童館3施設 子育て支援センター1施設
4 根拠法令等	消防法、建築基準法				
5 業務概要	(1)消防法に準じた消防用設備等点検 (2)消防設備及び防火設備の異常等発生時への対応 (3)建築基準法第12条第4項に規定する防火設備の点検（琴海児童館を除く） (4)不適格箇所及び不良品等の施設一覧の作成 (5)点検結果が不良であった箇所の修繕にかかる参考見積書の作成 (6)消防用設備等施設別現況一覧の作成 等 (7)不備消火器及び期限切れ消火器の交換				
6 頻度	機器点検：年に2回 総合点検：年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	こども政策課				

129、145～146、153-2

129、145～146-7

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	放課後児童クラブ消防用設備等保守点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	放課後児童クラブ2施設 子育て支援センター1施設	放課後児童クラブ2施設 子育て支援センター1施設	放課後児童クラブ2施設 子育て支援センター1施設	放課後児童クラブ2施設 子育て支援センター1施設	放課後児童クラブ2施設 子育て支援センター1施設
4 根拠法令等	消防法				
5 業務概要	(1)消防法に準じた消防用設備等点検 (2)消防設備及び防火設備の異常等発生時への対応 (3)不適格箇所及び不良品等の施設一覧の作成 (4)点検結果が不良であった箇所の修繕にかかる参考見積書の作成 (5)消防用設備等施設別現況一覧の作成 等 (6)不備消火器及び期限切れ消火器の交換				
6 頻度	機器点検：年に2回 総合点検：年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	こどもみらい課				

164～166-2

1 業務番号	NO. 4				
2 業務名	市立保育所等消防用設備等保守点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	保育所3施設 認定こども園1園 幼稚園1園	保育所3施設 認定こども園1園 幼稚園1園	保育所3施設 認定こども園1園 幼稚園1園	保育所3施設 認定こども園1園 幼稚園1園	保育所3施設 認定こども園1園 幼稚園1園
4 根拠法令等	消防法、建築基準法				
5 業務概要	(1)消防法に準じた消防用設備等点検 (2)消防設備及び防火設備の異常等発生時への対応 (3)建築基準法第12条第4項に規定する防火設備の点検 (4)不適格箇所及び不良品等の施設一覧の作成 (5)点検結果が不良であった箇所の修繕にかかる参考見積書の作成 (6)消防用設備等施設別現況一覧の作成 等				

	(7)不備消火器及び期限切れ消火器の交換
6 頻度	機器点検：年に2回 総合点検：年に1回
7 特記事項	
8 担当所管	幼児課

154～155、157～159-2

154～155、157～159-7

1 業務番号	No. 5				
2 業務名	福田合同庁舎消防用設備保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設 庁舎1施設	公民館1施設 庁舎1施設	公民館1施設 庁舎1施設	公民館1施設 庁舎1施設	公民館1施設 庁舎1施設
4 根拠法令等	消防法				
5 業務概要	(1)消防法に準じた消防用設備等点検 (2)消防設備及び防火設備の異常等発生時への対応 (3)不適格箇所及び不良品等の施設一覧の作成 (4)点検結果が不良であった箇所の修繕にかかる参考見積書の作成 (5)消防用設備等施設別現況一覧の作成 等 (6)不備消火器及び期限切れ消火器の交換				
6 頻度	機器点検：年に2回 総合点検：年に1回				
7 特記事項	福田合同庁舎（福田地域センター、福田地区公民館）が対象				
8 担当所管	中央総合事務所福田地域センター				

130～131-2

1 業務番号	NO. 6				
2 業務名	消防用設備等点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設 放課後児童ク ラブ1施設	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設 放課後児童ク ラブ1施設	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設 放課後児童ク ラブ1施設	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設 放課後児童ク ラブ1施設	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設 放課後児童ク ラブ1施設

	子育て支援センター1施設	子育て支援センター1施設	子育て支援センター1施設	子育て支援センター1施設	子育て支援センター1施設
4 根拠法令等	消防法				
5 業務概要	(1)消防法に準じた消防用設備等点検 (2)消防設備及び防火設備の異常等発生時への対応 (3)不適格箇所及び不良品等の施設一覧の作成 (4)点検結果が不良であった箇所の修繕にかかる参考見積書の作成 (5)消防用設備等施設別現況一覧の作成 等 (6)不備消火器及び期限切れ消火器の交換				
6 頻度	機器点検：年に2回 総合点検：年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	東総合事務所地域福祉課				

121～123、160～162-2

1 業務番号	NO. 7				
2 業務名	公民館消防用設備等保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館6施設	公民館6施設	公民館6施設	公民館6施設	公民館6施設
4 根拠法令等	消防法				
5 業務概要	(1)消防法に準じた消防用設備等点検 (2)消防設備及び防火設備の異常等発生時への対応 (3)不適格箇所及び不良品等の施設一覧の作成 (4)点検結果が不良であった箇所の修繕にかかる参考見積書の作成 (5)消防用設備等施設別現況一覧の作成 等 (6)不備消火器及び期限切れ消火器の交換				
6 頻度	機器点検：年に2回 総合点検：年に1回				
7 特記事項	対象施設：香焼公民館、三和公民館、為石地区公民館、川原地区公民館、野母地区公民館、高浜地区公民館				
8 担当所管	南総合事務所地域福祉課				

133～135、137～139-2

1 業務番号	NO. 8				
--------	-------	--	--	--	--

2 業務名	土井首合同庁舎消防設備保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設
	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設
	ふれあいセンター1施設	ふれあいセンター1施設	ふれあいセンター1施設	ふれあいセンター1施設	ふれあいセンター1施設
4 根拠法令等	消防法				
5 業務概要	(1)消防法に準じた消防用設備等点検 (2)消防設備及び防火設備の異常等発生時への対応 (3)不適格箇所及び不良品等の施設一覧の作成 (4)点検結果が不良であった箇所の修繕にかかる参考見積書の作成 (5)消防用設備等施設別現況一覧の作成 等 (6)不備消火器及び期限切れ消火器の交換				
6 頻度	機器点検：年に2回 総合点検：年に1回				
7 特記事項	土井首合同庁舎…土井首地域センター・土井首地区ふれあいセンター・土井首児童館の3施設複合				
8 担当所管	土井首地域センター				

147～149-2

1 業務番号	NO.9				
2 業務名	公民館等消防設備保守点検等業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館2施設	公民館2施設	公民館2施設	公民館2施設	公民館2施設
	文化センター3施設	文化センター3施設	文化センター3施設	文化センター3施設	文化センター3施設
	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設
	体育館1施設	体育館1施設	体育館1施設	体育館1施設	体育館1施設
4 根拠法令等	消防法				
5 業務概要	(1)消防法に準じた消防用設備等点検 (2)消防設備及び防火設備の異常等発生時への対応 (3)不適格箇所及び不良品等の施設一覧の作成 (4)点検結果が不良であった箇所の修繕にかかる参考見積書の作成 (5)消防用設備等施設別現況一覧の作成 等				

	(6)不備消火器及び期限切れ消火器の交換
6 頻度	機器点検：年に2回 総合点検：年に1回
7 特記事項	
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課

132、136、140～144-2

1 業務番号	NO. 10				
2 業務名	消防用設備保守点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館3施設 老人施設2施設	公民館3施設 老人施設2施設	公民館3施設 老人施設2施設	公民館3施設 老人施設2施設	公民館3施設 老人施設2施設
4 根拠法令等	消防法、建築基準法				
5 業務概要	(1)消防法に準じた消防用設備等点検 (2)消防設備及び防火設備の異常等発生時への対応 (3)建築基準法第12条第4項に規定する防火設備の点検 (4)不適格箇所及び不良品等の施設一覧の作成 (5)点検結果が不良であった箇所の修繕にかかる参考見積書の作成 (6)消防用設備等施設別現況一覧の作成 等 (7)不備消火器及び期限切れ消火器の交換				
6 頻度	機器点検：年に2回 総合点検：年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	中央総合事務所総務課				

124～128-2

124～128-7

**(3) 貯水槽（受水槽・高架水槽）清掃点検**

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	学校等飲料水貯水槽清掃委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校61校 中学校31校	小学校60校 中学校31校	小学校60校 中学校31校	小学校60校 中学校31校	小学校60校 中学校31校
4 根拠法令等	水道法				

	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 長崎市小規模貯水槽水道等の維持管理に関する要綱
5 業務概要	貯水槽(受水槽・高架水槽)の清掃、消毒、点検及び水質検査
6 頻度	年に1回(原則、夏季休業期間に実施)
7 特記事項	
8 担当所管	教育委員会総務課

120-3

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	旧長崎市立南幼稚園貯水槽保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	放課後児童クラブ1施設	放課後児童クラブ1施設	放課後児童クラブ1施設	放課後児童クラブ1施設	放課後児童クラブ1施設
4 根拠法令等	水道法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 長崎市小規模貯水槽水道等の維持管理に関する要綱				
5 業務概要	貯水槽(高架水槽)の清掃、消毒、点検及び水質検査				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	こどもみらい課				

165-3

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	公民館貯水槽清掃業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設
4 根拠法令等	水道法、長崎市小規模貯水槽水道等の維持管理に関する要綱				
5 業務概要	(1) 貯水槽内の消毒(2回以上) (2) 水質検査、残留塩素の測定及び結果報告 (3) 清掃前・清掃後の写真提出				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	対象施設: 三和公民館				
8 担当所管	南総合事務所地域福祉課				

137-3

1 業務番号	NO. 4				
2 業務名	外海公民館貯水槽清掃等業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設
4 根拠法令等	水道法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 長崎市小規模貯水槽水道等の維持管理に関する要綱等				
5 業務概要	貯水槽（設置場所：屋上、容量：1.5t）の清掃、検査及び点検に係る業務を行うもの（定期点検、点検基準あり）				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	(1)仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 (2)業務の実施に伴い発生した廃棄物・廃液の処理費用は受注者の負担とする。				
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課				

**136-3**

1 業務番号	NO. 5				
2 業務名	市立保育所等貯水槽清掃等業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	保育所1施設 認定こども園 1園	保育所1施設 認定こども園 1園	保育所1施設 認定こども園 1園	保育所1施設 認定こども園 1園	保育所1施設 認定こども園 1園
4 根拠法令等	水道法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 長崎市小規模貯水槽水道等の維持管理に関する要綱				
5 業務概要	(1)清掃作業 (2)消毒作業 (3)点検 (4)検査				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	幼児課				

**155、158-3**

1 業務番号	NO. 6				
2 業務名	貯水槽清掃点検業務				



3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館2施設 老人施設2施設	公民館2施設 老人施設2施設	公民館2施設 老人施設2施設	公民館2施設 老人施設2施設	公民館2施設 老人施設2施設
4 根拠法令等	水道法				
5 業務概要	(1) 清掃作業 (2) 消毒作業 (3) 点検 (4) 検査 (5) 完了通知書、点検記録簿、作業写真(作業前、作業中、作業後)の提出				
6 頻度	年1回				
7 特記事項					
8 担当所管	中央総合事務所総務課				

#### 124～127-3

#### (4) 昇降設備保守点検

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	小・中学校エレベーター保守点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	小学校13校 中学校7校	小学校13校 中学校7校	小学校13校 中学校7校	小学校13校 中学校7校
4 根拠法令等	建築基準法、昇降機の適切な維持管理に関する指針(国土交通省)				
5 業務概要	(1) 建築基準法第12条第4項に基づくエレベーター保守点検 (2) 異常発生時、迅速かつ的確な処置を講じる。				
6 頻度	定期点検 月に1回 定期検査 年に1回				
7 特記事項	(1) 委託期間中に対象施設数・基数に変更が生じる可能性有り (2) R5.10.1～R8.9.30まで長期継続契約を結んでいるため、R8.10月より開始する。				
8 担当所管	学校施設課				

#### 1～120-4

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	エレベーター保守点検業務委託				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度

3 対象施設数	公民館   施設 庁舎   施設 子育て支援セ ンター   施設	公民館   施設 庁舎   施設 子育て支援セ ンター   施設	公民館   施設 庁舎   施設 子育て支援セ ンター   施設	公民館   施設 庁舎   施設 子育て支援セ ンター   施設	公民館   施設 庁舎   施設 子育て支援セ ンター   施設
4 根拠法令等	建築基準法、昇降機の適切な維持管理に関する指針（国土交通省）				
5 業務概要	(1)建築基準法第12条第4項に基づくエレベーター保守点検 (2)技術者派遣点検・手入れ保全（給油、調整、清掃等） (3)遠隔監視点検（機器及び運転状態の常時監視及び自動点検運転、変調対応） (4)異常監視・直接通話サービス (5)（1）～（4）の報告書提出 (6)機能維持工事（構成部品の修理取替等） (7)緊急対応				
6 頻度	定期検査 年に1回 技術者派遣点検 3か月に1回 遠隔監視点検 常時 緊急対応 随時				
7 特記事項					
8 担当所管	東総合事務所地域福祉課				

121～123-4

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	ふれあいセンターほかエレベーター保守点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館   施設 ふれあいセン ター   施設	公民館   施設 ふれあいセン ター   施設	公民館   施設 ふれあいセン ター   施設	公民館   施設 ふれあいセン ター   施設	公民館   施設 ふれあいセン ター   施設
4 根拠法令等	建築基準法、昇降機の適切な維持管理に関する指針（国土交通省）				
5 業務概要	(1)建築基準法第12条第4項に基づくエレベーター保守点検 (2)技術者の派遣による点検・手入れ保全及び遠隔監視点検 (3)異常発生時、迅速かつ的確な処置を講じる。				
6 頻度	定期点検 月に1回 定期検査 年に1回				
7 特記事項	委託期間中に対象施設数・基数に変更が生じる可能性有り				
8 担当所管	南総合事務所地域福祉課				

135、149-4

1 業務番号	NO. 4				
2 業務名	公民館等エレベーター保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設
	文化センター 1施設	文化センター 1施設	文化センター 1施設	文化センター 1施設	文化センター 1施設
	庁舎2施設	庁舎2施設	庁舎2施設	庁舎2施設	庁舎2施設
	体育館1施設	体育館1施設	体育館1施設	体育館1施設	体育館1施設
4 根拠法令等	建築基準法、昇降機の適切な維持管理に関する指針（国土交通省）				
5 業務概要	<p>(1)点検（定期点検、点検基準あり）</p> <p>(2)閉じ込め故障等、遠隔監視装置からの通報に基づき、必要に応じた適切な処置をとることとする。</p> <p>(3)作業に必要な部品のうち、消耗部品（通常の使用による磨耗・劣化により、補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等）を供給する。</p> <p>(4)建築基準法第12条第4項に基づく定期検査を行うべき昇降機にあっては、法定の有資格者を派遣してその検査を行い【定期検査報告書】を作成する。</p> <p>(5)労働安全衛生法第41条第2項に基づき性能検査を行うべき昇降機にあっては、検査機関による性能検査に立ち会う。</p>				
6 頻度	月次点検 毎年12回以上 年次点検 毎年1回以上				
7 特記事項					
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課				

**136、141～144-4**

1 業務番号	NO. 5				
2 業務名	エレベーター保守点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館4施設	公民館4施設	公民館4施設	公民館4施設	公民館4施設
	老人施設2施設	老人施設2施設	老人施設2施設	老人施設2施設	老人施設2施設
	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設
4 根拠法令等	建築基準法、昇降機の適切な維持管理に関する指針（国土交通省）				
5 業務概要	(1)受注者はエレベーターの正常かつ良好な運転状態を保つため、毎月1回専門技術者（昇降機検査資格者に準じる）を派遣し、点検・整備・注油及び手直し等（以下「保守				

	<p>点検」という。)を行うものとする。</p> <p>(2)エレベーターが故障したときは、発注者は受注者にその旨を通知し、受注者は直ちにその故障を修理するものとする。</p> <p>(3)受注者は故障等の発生に備えて、勤務時間外にも専門技術者を派遣できるよう勤務体制を常に確立しておくものとする。</p> <p>(4)第1項の保守点検の点検項目・点検内容・点検周期は、国土交通省策定の「エレベーター保守・点検業務標準契約書」に定める、表1.2「油圧式エレベーター」の点検項目・点検内容・周期Aのとおりとし、付加装置は年1回の点検とし、定期検査時に実施する。その他次の項目を含むものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整</p> <p style="padding-left: 40px;">ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め</p> <p style="padding-left: 40px;">エ 軽微な損傷がある部分の補修</p> <p style="padding-left: 40px;">オ タッチアップ塗装</p> <p style="padding-left: 40px;">カ その他これらに類する軽微な作業</p> <p>(5)受注者は、保守点検及び修理が終わった時は、速やかに書面をもって発注者に報告しなければならないものとする。</p> <p>(6)建築基準法第12条第4項に基づくエレベーター保守点検</p>
6 頻度	<p>保守点検 月1回</p> <p>定期検査 年1回</p>
7 特記事項	
8 担当所管	中央総合事務所総務課

124～129、131-4

#### (5) 給食用小荷物昇降機保守点検

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	給食用小荷物昇降機保守点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校11校	小学校11校	小学校11校	小学校11校	小学校11校
4 根拠法令等	建築基準法、昇降機の適切な維持管理に関する指針（国土交通省）				
5 業務概要	<p>(1)建築基準法第12条第4項に基づく小荷物昇降機保守点検</p> <p>(2)異常発生時、迅速かつ的確な処置を講じる。</p>				
6 頻度	<p>定期点検 2月に1回</p> <p>定期検査 年に1回</p> <p>緊急対応 随時</p>				
7 特記事項					
8 担当所管	健康教育課				

1~120-5

(6) 空調機フロンガス定期点検

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	小・中学校ガス空調機定期点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	小学校13校 中学校3校	—	—	小学校13校 中学校3校
4 根拠法令等	フロン排出抑制法				
5 業務概要	<p>(1) フロン排出抑制法第16条に基づく定期点検(3年に1回)を行う</p> <p>(2) フロン類の漏えいが確された場合は、速やかに漏えい箇所の特定を行い、受注者へ報告をし、修繕等の参考見積書を提出すること。</p> <p>(3) 適切な維持管理を行うため、機器の整備については、記録簿に履歴を記録し、保管方法については、受注者と協議すること。</p>				
6 頻度	3年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	学校施設課				

1~120-6

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	ガス空調機点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	—	児童館1施設	—	—
4 根拠法令等	フロン排出抑制法				
5 業務概要	フロン排出抑制法に基づく3年に1回の定期点検				
6 頻度	3年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	こども政策課				

129-6

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	フロン排出抑制法に基づく空調機器定期点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	公民館1施設 庁舎1施設	—	—	公民館1施設 庁舎1施設

		子育て支援センター1施設			子育て支援センター1施設
4 根拠法令等	フロン排出抑制法				
5 業務概要	(1)フロン排出抑制法第16条に基づく定期点検(3年に1回)を行う (2)法定点検に基づく報告書及び簡易点検記録簿の提出				
6 頻度	3年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	東総合事務所地域福祉課				

121~123-6

1 業務番号	NO. 4				
2 業務名	琴海地域センターほか空調機器フロンガス漏えい等点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	文化センター 3施設 庁舎1施設 体育館1施設	—	—	文化センター 3施設 庁舎1施設 体育館1施設
4 根拠法令等	フロン排出抑制法				
5 業務概要	フロン排出抑制法に基づく冷媒フロンガス漏えい等にかかる定期点検。				
6 頻度	3年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課				

140~144-6

(7) 防火設備点検※建築基準法第12条第4項

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	防火設備点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設 子育て支援センター1施設 放課後児童ク	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設 子育て支援センター1施設 放課後児童ク	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設 子育て支援センター1施設 放課後児童ク	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設 子育て支援センター1施設 放課後児童ク	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設 子育て支援センター1施設 放課後児童ク

	ラブ1施設	ラブ1施設	ラブ1施設	ラブ1施設	ラブ1施設
4 根拠法令等	建築基準法第12条第4項				
5 業務概要	建築基準法第12条第4項に基づく防火設備の点検を行い、同法で定められた様式により点検結果報告書を提出する。				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	東総合事務所地域福祉課				

121～123、160～162-7

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	公民館防火設備定期検査業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館2施設	公民館2施設	公民館2施設	公民館2施設	公民館2施設
4 根拠法令等	建築基準法第12条第4項				
5 業務概要	建築基準法第12条第4項に基づく防火設備の点検を行い、同法で定められた様式により点検結果報告書を提出する。				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	対象施設：香焼公民館、三和公民館				
8 担当所管	南総合事務所地域福祉課				

133、137-7

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	公民館等防火設備点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設
	文化センター 3施設	文化センター 1施設	文化センター 1施設	文化センター 1施設	文化センター 1施設
	庁舎1施設 体育館1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設
4 根拠法令等	建築基準法第12条第4項				
5 業務概要	建築基準法第12条第4項に基づく防火設備の点検を行い、同法で定められた様式により点検結果報告書を提出する。				
6 頻度	年次点検 毎年1回以上				
7 特記事項					

8 担当所管	北総合事務所地域福祉課
--------	-------------

136、140～144-7

**(8) 非常用発電設備保守点検**

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	西公民館蓄電池式非常用電源装置保守点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設 老人施設1施設	公民館1施設 老人施設1施設	公民館1施設 老人施設1施設	公民館1施設 老人施設1施設	公民館1施設 老人施設1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	<p>(1) 受託業者は毎月1回定期的に当該装置の点検・測定・観察を行い、その点検結果報告書を点検施設に1部提出し、また、万一故障等を発見した場合は速やかにその状況を点検施設に報告するものとする。</p> <p>(2) 定期点検作業の内容を次のとおり定める。</p> <p>ア 電池電圧測定、電解液比重測定</p> <p>イ 電解液の液量チェック及び補充、コネクタ締付状態点検、端子部清掃</p> <p>ウ 必要に応じ均等充電を実施</p> <p>エ 整流器各部の動作状態並びに温度上昇点検測定</p>				
6 頻度	定期点検 月1回				
7 特記事項					
8 担当所管	中央総合事務所総務課				

124～125-8

**(9) 自動ドア保守管理**

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	福田合同庁舎自動ドア保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設 庁舎1施設	公民館1施設 庁舎1施設	公民館1施設 庁舎1施設	公民館1施設 庁舎1施設	公民館1施設 庁舎1施設
4 根拠法令等	建築基準法				
5 業務概要	<p>(1) 定期点検</p> <p>(2) 不具合発生時の点検</p> <p>(3) 点検時の報告</p>				
6 頻度	(1) 定期点検 年2回				



	(2)不具合発生時の点検 不具合発生時
7 特記事項	福田合同庁舎（福田地域センター、福田地区公民館）が対象。2基のうち、1基は福田地域センター専用、1期は福田地域センターと福田地区公民館の共用
8 担当所管	中央総合事務所福田地域センター

130～131-9

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	公民館自動扉開閉装置保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館4施設	公民館4施設	公民館4施設	公民館4施設	公民館4施設
4 根拠法令等	建築基準法				
5 業務概要	(1) 装置の異状の有無の点検 (2) 扉の開閉速度及びクッションの調整 (3) 各部のビス、ボルト、ナット等の締め直し (4) 機械各部の清掃、注油				
6 頻度	3か月に1回（年に4回）				
7 特記事項	対象施設：香焼公民館、三和公民館、野母地区公民館、高浜地区公民館				
8 担当所管	南総合事務所地域福祉課				

133～135、137-9

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	土井首合同庁舎自動ドア保守点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設
	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設
	ふれあいセンター1施設	ふれあいセンター1施設	ふれあいセンター1施設	ふれあいセンター1施設	ふれあいセンター1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	合同庁舎内自動ドア3台の保守点検				
6 頻度	年2回（おおむね4～9月で1回、10～翌年3月で1回）				
7 特記事項	土井首合同庁舎…土井首地域センター・土井首地区ふれあいセンター・土井首児童館の3施設複合				
8 担当所管	土井首地域センター				

147～149-9

1 業務番号	NO. 4				
2 業務名	公民館等自動ドア保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館   施設	公民館   施設	公民館   施設	公民館   施設	公民館   施設
	文化センター	文化センター	文化センター	文化センター	文化センター
	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
	庁舎   施設	庁舎   施設	庁舎   施設	庁舎   施設	庁舎   施設
	体育館   施設	体育館   施設	体育館   施設	体育館   施設	体育館   施設
4 根拠法令等	消防法第17条				
5 業務概要	<p>(1)点検</p> <p>(2)不測の故障・事故が発生した場合は、技術者を派遣し適切な処置を行うこと。</p> <p>(3) 部品等（ヒューズ、潤滑油、各種ビス・ボルト・ナット・Oリング）の取替については、受注者負担とする。</p>				
6 頻度	年次点検 毎年4回以上				
7 特記事項					
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課				

136、140～144-9

1 業務番号	NO. 5				
2 業務名	滑石公民館自動ドア保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館   施設	公民館   施設	公民館   施設	公民館   施設	公民館   施設
	児童館   施設	児童館   施設	児童館   施設	児童館   施設	児童館   施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	<p>(1) 受注者は、物件の正常な作動状態を維持するため、年4回技術員を派遣し、装置の点検と注油調整を行うものとする。</p> <p>(2) 前項に定めるもののほか、物件が故障したときは、発注者は、受注者にその旨の通知をし、受注者は、直ちにその故障を修理するものとする。</p> <p>(3) 業務終了後には、完了通知書を提出すること。（1月～3月分は、3月までに提出すること）</p>				
6 頻度	点検 年4回(概ね3か月に1回)				
7 特記事項					
8 担当所管	中央総合事務所総務課				

128～129-9

(10) (ガス) 空調設備保守点検

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	空調設備保守点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校
4 根拠法令等					
5 業務概要	空調設備(室内機・室外機)の保守点検				
6 頻度	1年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	教育委員会総務課				

120-10

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	冷暖房設備定期保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	保育所1施設	保育所1施設	保育所1施設	保育所1施設	保育所1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	冷暖房設備の定期点検及び室内ファンコイルフィルター(14機)について、冷房シーズン前及び暖房シーズン前の2回の清掃を行う。				
6 頻度	年に2回				
7 特記事項					
8 担当所管	幼児課				

157-10

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	公民館空調設備保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館6施設	公民館6施設	公民館6施設	公民館6施設	公民館6施設
4 根拠法令等	フロン排出抑制法				
5 業務概要	(1) パッケージエアコンの保守管理 (2) 温水発生機の保守管理 (3) 熱源機及び付帯設備の保守管理 (4) 膨張タンクの保守管理 (5) ファンコイルユニットの保守管理 等				

6 頻度	年に2回
7 特記事項	対象施設：香焼公民館、三和公民館、為石地区公民館、川原地区公民館、野母地区公民館、高浜地区公民館
8 担当所管	南総合事務所地域福祉課

133～135、137～139-10

1 業務番号	NO. 4				
2 業務名	公民館等空調機器保守点検等業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	文化センター 3施設 庁舎1施設 体育館1施設	文化センター 3施設 庁舎1施設 体育館1施設	文化センター 3施設 庁舎1施設 体育館1施設	文化センター 3施設 庁舎1施設 体育館1施設	文化センター 3施設 庁舎1施設 体育館1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)点検 (2)故障発生時の通知を受けた場合は、速やかに専門技術員を派遣し、適切な処理を行うこと。				
6 頻度	年次点検 毎年4回以上				
7 特記事項	故障発生時の修理代(部品代)は、見積り除外				
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課				

140～144-10

1 業務番号	NO. 5				
2 業務名	土井首合同庁舎空調設備保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	庁舎1施設 児童館1施設 ふれあいセンター1施設	庁舎1施設 児童館1施設 ふれあいセンター1施設	庁舎1施設 児童館1施設 ふれあいセンター1施設	庁舎1施設 児童館1施設 ふれあいセンター1施設	庁舎1施設 児童館1施設 ふれあいセンター1施設
4 根拠法令等	フロン排出抑制法				
5 業務概要	土井首合同庁舎設置の冷暖房空調設備機器の保守点検 フロン排出抑制法第16条に基づく定期点検(3年に1回)				
6 頻度	年2回(おおむね冷房使用前(5月)1回、暖房使用前(11月)1回) フロン点検については3年に1回				

7 特記事項	土井首合同庁舎…土井首地域センター・土井首地区ふれあいセンター・土井首児童館の3施設複合 フロン点検も含む
8 担当所管	土井首地域センター

147～149-6

147～149-10

(11) 非常通報装置保守点検

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	非常通報装置保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校66校 中学校36校	小学校65校 中学校36校	小学校65校 中学校36校	小学校65校 中学校36校	小学校65校 中学校36校
4 根拠法令等					
5 業務概要	非常(110番)通報装置の保守及び定期点検				
6 頻度	保守：1回/月、点検：2回/年				
7 特記事項					
8 担当所管	教育委員会総務課				

1～120-11

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	長崎市立保育所非常通報装置保守点検業務委託 長崎市立幼稚園等非常通報装置保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	保育所3施設 認定こども園 1園 幼稚園1園	保育所3施設 認定こども園 1園 幼稚園1園	保育所3施設 認定こども園 1園 幼稚園1園	保育所3施設 認定こども園 1園 幼稚園1園	保育所3施設 認定こども園 1園 幼稚園1園
4 根拠法令等					
5 業務概要	非常通報装置の保守及び定期点検				
6 頻度	1年間				
7 特記事項					
8 担当所管	幼児課				

154～155、157～159-11

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	非常通報装置保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	児童館4施設 子育て支援センター1施設	児童館4施設 子育て支援センター1施設	児童館4施設 子育て支援センター1施設	児童館4施設 子育て支援センター1施設	児童館4施設 子育て支援センター1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	発報ランプの点検 内部充電蓄電池の点検 電話線異常有無の点検 機器の外観点検 110番通報確認 内部充電蓄電池の交換				
6 頻度	年に2回、8月と2月				
7 特記事項					
8 担当所管	こども政策課				

129、145～147、153-11

### (12) 自家発電設備保守点検

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	公民館自家発電設備負荷運転点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設
4 根拠法令等	電気事業法、消防法、建築基準法				
5 業務概要	(1) 総合点検 (2) 機器点検				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	対象施設：三和公民館				
8 担当所管	南総合事務所地域福祉課				

137-12

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	琴海文化センター自家発電設備点検業務委託				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度

3 対象施設数	文化センター 1施設	文化センター 1施設	文化センター 1施設	文化センター 1施設	文化センター 1施設
4 根拠法令等	消防法第17条				
5 業務概要	(1) 自家発電設備の負荷運転を行うもの。 (2) 消防提出用の点検報告書も提出すること。				
6 頻度	年次点検 毎年1回以上				
7 特記事項					
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課				

#### 140-12

#### (13) 給湯設備保守点検

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	南公民館電気温水器点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	南公民館に設置してある電気温水器の点検を行う。 (1) 温水器の点検については、本体内の電気配線も含むものとする。 (2) 温水器内タンクの清掃作業については、南公民館の担当者と協議のうえ決定すること。 (3) 点検の結果、経年変化等による部品取替が必要な場合は、南公民館担当へ確認すること。 (4) 契約締結後の履行スケジュールは事前に南公民館と調整を行い、履行検査後に日常点検方法等を説明すること。				
6 頻度	年1回				
7 特記事項					
8 担当所管	中央総合事務所総務課				

#### 126-13

#### (14) ボイラー設備保守点検

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	放課後児童クラブボイラー点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	放課後児童ク	放課後児童ク	放課後児童ク	放課後児童ク	放課後児童ク

	ラブI施設	ラブI施設	ラブI施設	ラブI施設	ラブI施設
4 根拠法令等	ボイラー及び圧力容器安全規則第94条				
5 業務概要	ボイラー設備の点検整備、清掃及び報告				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	こどもみらい課				

166-14

### (15) 雨水濾過設備保守点検

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	小・中学校雨水濾過設備保守点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和9年度
	小学校9校	小学校9校	小学校9校	小学校9校	小学校9校
	中学校4校	中学校4校	中学校4校	中学校4校	中学校4校
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)沈砂槽及び濾過機の点検及び清掃 (2)各水槽（雨水貯留槽、中水槽）の点検 (3)各ポンプ（濾過ポンプ、加圧給水ポンプ）の点検 (4)塩素減菌装置及び各操作盤の点検 (5)濾過後水質検査 等				
6 頻度	年1回				
7 特記事項					
8 担当所管	学校施設課				

1~120-15

### (16) 浄化槽保守点検

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	浄化槽保守点検・清掃業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校2校	小学校2校	小学校2校	小学校2校	小学校2校
	中学校3校	中学校3校	中学校3校	中学校3校	中学校3校
4 根拠法令等	浄化槽法、				
5 業務概要	浄化槽法に準じた浄化槽設備点検・清掃 等				
6 頻度	浄化槽法第十条第一項の規定による				
7 特記事項					



8 担当所管	学校施設課
--------	-------

1~120-16

(17) 建築物衛生管理

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	特定建築物環境衛生管理業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校1校	小学校1校	小学校1校	小学校1校	小学校1校
	中学校1校	中学校1校	中学校1校	中学校1校	中学校1校
	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校
4 根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 建築物における衛生的環境の確保に関する施行令 建築物における衛生的環境の確保に関する施行規則				
5 業務概要	(1)建築物環境衛生管理業務計画の立案及び年間業務計画書の作成 (2)維持管理業務(空気環境・給水(飲用水)・給水(雑用水)・衛生害虫防除等)の全般的な監督 (3)測定または検査の実施とその評価				
6 頻度	法に基づく規定の頻度以上				
7 特記事項	高等学校の5(2)維持管理業務は、給水(飲用水)・衛生害虫防除関係のみとする。 ※空気環境・給水(雑用水)は除く				
8 担当所管	教育委員会総務課				

1~120-17

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	特定建築物環境衛生管理業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設
	市民センター 1施設	市民センター 1施設	市民センター 1施設	市民センター 1施設	市民センター 1施設
	庁舎2施設	庁舎2施設	庁舎2施設	庁舎2施設	庁舎2施設
	子育て支援センター1施設	子育て支援センター1施設	子育て支援センター1施設	子育て支援センター1施設	子育て支援センター1施設
4 根拠法令等	建築衛生法				
5 業務概要	(1)建築物環境衛生管理業務計画の立案及び年間業務計画書の作成 (2)維持管理業務(空気環境・給水(飲用水)・給水(雑用水)・衛生害虫防除等)の全				

	一般的な監督 (3)測定または検査の実施とその評価
6 頻度	法に基づく規定の頻度以上
7 特記事項	古賀地区市民センター（古賀地区事務所含む）は、衛生害虫防除関係のみとする。
8 担当所管	東総合事務所地域福祉課

121～123-17

121～123-18

121～123、161～162-28

### (18) 簡易水道衛生検査

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	簡易水道定期検査				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校23校	小学校23校	小学校23校	小学校23校	小学校23校
	中学校17校	中学校17校	中学校17校	中学校17校	中学校17校
	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校
4 根拠法令等	水道法 水道法施行規則				
5 業務概要	簡易専用水道の検査				
6 頻度	1年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	教育委員会総務課				

1～120-19

### (19) 工作物（バスケットゴール）点検業務

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	小・中・高等学校バスケットゴール点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校22校	小学校22校	小学校22校	小学校22校	小学校22校
	中学校12校	中学校12校	中学校12校	中学校12校	中学校12校
	高等学校1校			高等学校1校	
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)バスケットゴール各部の安全点検及び安全性の判定 (2)軽微な補修 (3)不良個所の復旧施工内容、図面及び積算書の作成 等				

6 頻度	各学校3年に1回
7 特記事項	
8 担当所管	学校施設課

1~120-20

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	琴海南部体育館バスケットゴール保守点検				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	—	体育館1施設	—	—
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)バスケットゴール各部の安全点検及び安全性の判定 (2)軽微な補修 (3)不良個所の復旧施工内容、図面及び積算書の作成 等				
6 頻度	3年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課				

142-20

**(20) 施設清掃業務 (側溝清掃等含む)**

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	側溝等清掃業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校66校	小学校66校	小学校66校	小学校66校	小学校66校
	中学校33校	中学校33校	中学校33校	中学校33校	中学校33校
	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校
4 根拠法令等					
5 業務概要	施設内の側溝や溝に堆積している土砂撤去及び処分 屋体等の樋の清掃 等				
6 頻度	随時				
7 特記事項					
8 担当所管	学校施設課				

1~120-22

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	学校カーペット清掃及び害虫駆除業務				

3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校8校 中学校9校	小学校12校 中学校12校	小学校12校 中学校14校	小学校8校 中学校9校	小学校12校 中学校12校
4 根拠法令等					
5 業務概要	カーペットのダニ・アレルゲン検査(実施前) カーペットのクリーニング・ダニ駆除 カーペットのダニ・アレルゲン検査(実施後)				
6 頻度	年1回(原則、夏季休業期間に実施)				
7 特記事項	フローリング化に伴い、対象施設数に変更の可能性有				
8 担当所管	教育委員会総務課				

1~120-22

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	児童センター・児童館清掃業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	児童館3施設	児童館3施設	児童館3施設	児童館3施設	児童館3施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	施設全体の清掃				
6 頻度	月に2回、第2・第4月曜日。ただし、学校の夏季・春季休業期間中については、毎週月曜日に行う。また、当該日が祝日の場合は振り替えて行う。				
7 特記事項					
8 担当所管	こども政策課				

129、145、153-22

129、145、153-23

1 業務番号	No. 4				
2 業務名	福田合同庁舎清掃業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	—	公民館1施設 庁舎1施設	公民館1施設 庁舎1施設	公民館1施設 庁舎1施設
4 根拠法令等	建築保全業務共通仕様書				
5 業務概要	(1) 日常清掃業務 (2) 定期清掃業務 (3) 窓ガラス清掃業務				

	(4) 建物周囲清掃業務 (5) 屋上清掃業務
6 頻度	(1) 日常清掃業務 週2回 (2) 定期清掃業務 年2回 (3) 窓ガラス清掃業務 年2回 (4) 建物周囲清掃業務 週1回 (5) 屋上清掃業務 週1回
7 特記事項	別途令和4年9月1日～令和9年8月31日まで長期契約しているため、令和9年9月より開始 福田合同庁舎（福田地域センター、福田地区公民館）が対象
8 担当所管	中央総合事務所福田地域センター

130～131-22

1 業務番号	NO. 5				
2 業務名	清掃業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎2施設
4 根拠法令等	建築衛生法				
5 業務概要	(1)日常清掃 (2)定期清掃 (3)業務の自主検査 (4)報告書の提出				
6 頻度	(1)日常 東公民館は週3回、古賀地区市民センターは週2回 (2)定期 年2回（図書室のみ年1回）、窓ガラス（年1回） (3)自主点検 3か月に1回				
7 特記事項	建築物清掃業または建築物環境衛生総合管理業の登録事業者 業務責任者には、清掃作業監督者、ビルクリーニング技能士、建築物環境衛生管理技術者のいずれかの資格等を有する者を配置 古賀地区市民センター（古賀地区事務所含む）：令和8年3月31日まで指定管理者対応。令和8年4月から実施する。 東公民館（東長崎地域センター含む）：令和9年1月31日まで別途委託契約済。令和9年2月から実施する。				

8 担当所管	東総合事務所地域福祉課
--------	-------------

121～122、161～162-22

121～122、161～162-23

1 業務番号	NO. 6				
2 業務名	公民館清掃業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館4施設	公民館4施設	公民館4施設	公民館4施設	公民館4施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)公民館事務室、会議室、ロビー、トイレ、廊下、ホール等の清掃 (2)公民館外の清掃 (3)その他発注者が必要と認める事項				
6 頻度	三和公民館…週に4回 香焼公民館…週に2回 為石地区公民館、川原地区公民館…週に1回				
7 特記事項	対象施設：三和公民館、香焼公民館、為石地区公民館、川原地区公民館				
8 担当所管	南総合事務所地域福祉課				

133、137～139-22

1 業務番号	NO. 7				
2 業務名	公民館特別清掃業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館6施設	公民館6施設	公民館6施設	公民館6施設	公民館6施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)ビニール床シート洗浄ワックス (2)ワックス塗布 (3)カーペット洗浄 (4)窓ガラス清掃 等				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	対象施設：三和公民館、香焼公民館、為石地区公民館、川原地区公民館、 野母地区公民館、高浜地区公民館 香焼公民館においては、区画ごとに3年に一度ワックス剥離を行う。				
8 担当所管	南総合事務所地域福祉課				

133～135、137～139-22

1 業務番号	NO. 8				
2 業務名	土井首合同庁舎清掃業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	-	庁舎1施設 児童館1施設 ふれあいセンター1施設	庁舎1施設 児童館1施設 ふれあいセンター1施設	庁舎1施設 児童館1施設 ふれあいセンター1施設	庁舎1施設 児童館1施設 ふれあいセンター1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	日常清掃業務 定期清掃業務 窓ガラス清掃業務 建物周囲清掃業務				
6 頻度	日常清掃・建物周囲清掃…週3回（一部週2回、週1回の箇所あり） 定期清掃（ワックスがけ等）…年2回 窓ガラス清掃…年1回				
7 特記事項	土井首合同庁舎…土井首地域センター・土井首地区ふれあいセンター・土井首児童館の3施設複合 令和5年10月1日～令和8年9月30日まで長期随意契約しているため、令和8年10月から業務開始。				
8 担当所管	土井首地域センター				

147～149-22

1 業務番号	NO. 9				
2 業務名	琴海文化センター清掃業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	文化センター1施設	文化センター1施設	文化センター1施設	文化センター1施設	文化センター1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)施設内清掃業務 (2)敷地内の除草及び清掃 (3)庁舎内で発生するごみの管理 (2)毎月5日までに就業報告書を提出すること。				
6 頻度	(1)清掃日 週3日 (土、日、祝日等の休日及び12月29日～1月3日は除く)				

	(2) 清掃時間 午前9時00分から午後5時00分までの間
7 特記事項	(1)作業の服装については清潔な衣類を着用し、来庁者に対していささかも不快感を与えないように注意すること。 (2)長崎市が取り組むEMSの手順書を遵守し、業務をおこなうこと。 (3)既に報告している業務予定を変更する場合には、漏れなくセンターの庁舎管理担当職員に申し出ること。 (4)使用する清掃用具や物品の取り扱いには充分注意をし、業務に支障がないよう、常に在庫の管理を行うこと。また、不足分については、センターの庁舎管理担当職員に発注の依頼をすること。 (5)ごみの保管等については十分に注意を払い、回収日を確認して責任を持って投棄すること。
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課

**140-22**

1 業務番号	NO.10				
2 業務名	琴海地域センター清掃業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	庁舎1施設 文化センター 2施設	庁舎1施設 文化センター 2施設	庁舎1施設 文化センター 2施設	庁舎1施設 文化センター 2施設	庁舎1施設 文化センター 2施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)施設内清掃業務 (2)毎月5日までに就業報告書を提出すること。				
6 頻度	(1) 清掃日 毎週月～金曜日（土、日、祝日等の休日及び12月29日～1月3日は除く） (2) 清掃時間 午前8時00分から午後4時00分までの間				
7 特記事項	(1)作業の服装については清潔な衣類を着用し、来庁者に対していささかも不快感を与えないように注意すること。 (2)長崎市が取り組むEMSの手順書を遵守し、業務をおこなうこと。 (3)既に報告している業務予定を変更する場合には、漏れなくセンターの庁舎管理担当職員に申し出ること。 (4)使用する清掃用具や物品の取り扱いには充分注意をし、業務に支障がないよ				



	う、常に在庫の管理を行うこと。また、不足分については、センターの庁舎管理担当職員に発注の依頼をすること。 (5) ごみの保管等については十分に注意を払い、回収日を確認して責任を持って投棄すること。
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課

141～144-22

1 業務番号	NO.11				
2 業務名	公民館等ワックス清掃業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設
	文化センター1施設	文化センター1施設	文化センター1施設	文化センター1施設	文化センター1施設
	体育館1施設	体育館1施設	体育館1施設	体育館1施設	体育館1施設
	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)施設ワックス床清掃 (2)施設内ガラス・サッシ清掃				
6 頻度	年1回以上				
7 特記事項	(1) 清掃の日程については、施設の管理者と協議の上、決定すること。				
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課				

136、140、142、144-22

1 業務番号	NO.12				
2 業務名	公民館清掃業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館3施設	公民館3施設	公民館3施設	公民館3施設	公民館3施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1) 本仕様書の対象業務は、次のとおりとし、いずれも本業務の主要な部分とする。 ・ 日常清掃業務 ・ 定期清掃業務 ・ 窓ガラス清掃業務 (2) 業務の範囲及び実施頻度 本業務範囲及び実施頻度は、別紙1「公民館清掃面積等調書」及び別添「清掃図面」のとおりとする。また、日常清掃は、別紙2「公民館清掃業務委託				

	作業要領書」により実施する。
6 頻度	<p>(1) 日常清掃</p> <p>【西公民館】</p> <p>ア 事務室 週1回(土曜日)</p> <p>イ 相談室及び相談室横廊下 週2回(火曜日・木曜日)</p> <p>ウ その他 週3回(火曜日・木曜日・土曜日)</p> <p>【南公民館】</p> <p>ア 週3回(月曜日・水曜日・金曜日)、または週に1回(月曜日)</p> <p>【滑石公民館】</p> <p>ア 週3回(火曜日・木曜日・土曜日)、または週に1回(火曜日)</p> <p>(2) 定期清掃</p> <p>【西公民館・南公民館・滑石公民館】</p> <p>ア 床面ワックス掛け作業 年2回</p> <p>イ 窓ガラス清掃 年1回</p>
7 特記事項	<p>年末年始は清掃を行わないが、国民の祝日に関する法律に基づく休日が作業日の場合は、前日もしくは翌日に作業日を振り替えて行うこととする</p> <p>※西公民館については、～R8.1.31 まで、南公民館・滑石公民館については、R8.2.28 まで業務委託契約締結済</p>
8 担当所管	中央総合事務所総務課

124、126、128-22

### (21) 機械警備

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	小・中・高等学校機械警備業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校 63校	小学校 63校	小学校 64校	小学校 64校	小学校 64校
	中学校 34校	中学校 34校	中学校 34校	中学校 34校	中学校 34校
	高等学校 1校	高等学校 1校	高等学校 1校	高等学校 1校	高等学校 1校
4 根拠法令等	警備業法				
5 業務概要	<p>(1) 警備用機器の設置</p> <p>(2) 警備対象施設の遠隔監視</p> <p>(3) 緊急時の現場確認</p> <p>(4) 警察署、消防署等関係各所及び学校長への連絡</p> <p>(5) 貸与された鍵の管理</p>				
6 頻度	(1)警備日 365日				

	(2)業務時間 24 時間
7 特記事項	令和7年8月31日まで別途委託契約済。令和7年9月から実施する。 ※小島小のみ令和9年4月30日まで別途委託契約済。令和9年5月から実施する。
8 担当所管	学校施設課

1~120-24

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	市立保育所等警備業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	—	保育所3施設 認定こども園 1園	保育所3施設 認定こども園 1園	保育所3施設 認定こども園 1園
4 根拠法令等	警備業法				
5 業務概要	(1)警備用機器の設置 (2)警備対象施設の遠隔監視 (3)緊急時の現場確認 (4)監督職員への連絡 (5)基地局への連絡 (6)警察署、消防署等への連絡				
6 頻度	(1)警備日 365日 (2)業務時間 24時間				
7 特記事項	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで長期随意契約しているため、令和9年8月より開始。				
8 担当所管	幼児課				

154~155、157~158-24

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	児童館等警備業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	児童館4施設 子育て支援センター1施設	児童館4施設 子育て支援センター1施設	児童館4施設 子育て支援センター1施設	児童館4施設 子育て支援センター1施設	児童館4施設 子育て支援センター1施設
4 根拠法令等	警備業法				
5 業務概要	(1)警備用機器の設置				

	(2)警備対象施設の遠隔監視 (3)緊急時の現場確認 (4)監督職員への連絡 (5)基地局への連絡 (6)警察署、消防署等への連絡
6 頻度	防犯：警備用機械装置のセットから解除までの間（閉館時、休館日） 火災：終日（24 時間）
7 特記事項	滑石児童館：令和2年9月1日から令和7年8月31日まで長期随意契約しているため、令和7年9月より開始。 土井首児童館：令和3年2月1日から令和8年1月31日まで長期随意契約しているため、令和8年2月より開始。 大浦児童センター・琴海児童館：令和4年8月1日から令和9年7月31日まで長期随意契約しているため、令和9年8月より開始。
8 担当所管	こども政策課

129、145～146、153-24

1 業務番号	No. 4				
2 業務名	福田合同庁舎機械警備業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	—	公民館1施設 庁舎1施設	公民館1施設 庁舎1施設	公民館1施設 庁舎1施設
4 根拠法令等	警備業法				
5 業務概要	(1) 警備用機器の設置 (2) 警備対象施設の遠隔監視 (3) 緊急時の現場確認 (4) 貸与された鍵の管理				
6 頻度	(1)警備日 365日 (2)業務時間 24時間				
7 特記事項	別途令和4年8月1日～令和9年7月31日長期契約しているため、令和9年8月より開始 福田合同庁舎（福田地域センター、福田地区公民館）が対象				
8 担当所管	中央総合事務所福田地域センター				

130～131-24

1 業務番号	NO. 5
--------	-------

2 業務名	機械警備業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	公民館1施設 庁舎1施設 子育て支援センター1施設	公民館1施設 市民センター1施設 庁舎2施設 子育て支援センター1施設	公民館1施設 市民センター1施設 庁舎2施設 子育て支援センター1施設	公民館1施設 市民センター1施設 庁舎2施設 子育て支援センター1施設
4 根拠法令等	警備業法				
5 業務概要	(1) 警備用機器の設置 (2) 警備対象施設の遠隔監視 (3) 緊急時の現場確認 (4) 警察署、消防署等関係各所への連絡 (5) 貸与された鍵の管理				
6 頻度	(1)警備日 365日 (2)業務時間 閉館時間帯				
7 特記事項	古賀地区市民センター（古賀地区事務所含む）：令和10年2月29日まで別途委託契約済。令和10年3月から実施する。 東公民館（東長崎地域センター、子育て支援センター含む）：令和9年1月31日まで別途委託契約済。令和9年2月から実施する。				
8 担当所管	東総合事務所地域福祉課				

121～123、161～162-24

1 業務番号	NO. 6				
2 業務名	公民館機械警備業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	公民館2施設	公民館5施設	公民館5施設	公民館5施設
4 根拠法令等	警備業法				
5 業務概要	(1) 警備用機器の設置 (2) 警備対象施設の遠隔監視 (3) 緊急時の現場確認 (4) 警察署、消防署等関係各所及び公民館長への連絡 (5) 貸与された鍵の管理				
6 頻度	(1)警備日 365日				

	(2)業務時間 24 時間
7 特記事項	三和公民館、為石地区公民館、川原地区公民館は、令和9年9月30日まで別途契約済。令和9年10月より開始。 野母地区公民館、高浜地区公民館は、令和8年9月30日まで別途契約済。令和8年10月より開始。
8 担当所管	南総合事務所地域福祉課

134～135、137～139-24

1 業務番号	NO. 7				
2 業務名	土井首合同庁舎機械警備業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設
	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設
	ふれあいセンター1施設	ふれあいセンター1施設	ふれあいセンター1施設	ふれあいセンター1施設	ふれあいセンター1施設
4 根拠法令等	警備業法				
5 業務概要	(1)警備用機器の設置 (2)警備対象施設の遠隔監視 (3)緊急時の現場確認 (4)監督職員への連絡 (5)基地局への連絡 (6)警察署、消防署等への連絡				
6 頻度	(1)警備日 365日 (2)業務時間 24時間				
7 特記事項	別途令和3年2月1日～令和8年1月31日まで長期契約しているため、令和8年2月より開始する。 土井首合同庁舎…土井首地域センター・土井首地区ふれあいセンター・土井首児童館の3施設複合				
8 担当所管	土井首地域センター				

147～149-24

1 業務番号	NO. 8				
2 業務名	公民館等機械警備業務委託				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度

3 対象施設数	—	—	文化センター 1施設	文化センター 1施設 庁舎1施設	文化センター 1施設 庁舎1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1) 警備用機器の設置 (2) 警備対象施設の遠隔監視 (3) 緊急時の現場確認 (4) 緊急出動料金及び保守点検費用（センサー電池交換を含む）は、委託料に含むものとする。				
6 頻度	(1)警備日 365日 (2)業務時間 24時間				
7 特記事項	琴海文化センターは、令和9年7月31日まで別途委託契約済。令和9年8月から実施する。琴海地域センターは、令和10年5月31日まで別途委託契約済。令和10年6月から実施する。				
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課				

**140、144-24**

1 業務番号	NO.9				
2 業務名	機械警備業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館3施設 老人施設2施設	公民館3施設 老人施設2施設	公民館3施設 老人施設2施設	公民館3施設 老人施設2施設	公民館3施設 老人施設2施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1) 機械警備業務 ア 警備用機械装置配置 警備用機械装置の配置については、配置図面のおりとする。 イ 警備用機械装置の機能 警備用機械装置は、次の機能を有する未使用新品のものとする。 (ア) 建物外周部のドア、ガラス等の破損及び開閉を感知する機能 (イ) 施設内へ侵入者を感知し、表示する機能 (ウ) 火災発生を感知する機能 (エ) 基地局に異常等の信号を送信する機能 ウ 警備時間 (ア) 防犯:警備用機械装置のセット時から解除時までの間 (イ) 火災:終日(24時間)				

6 頻度	警備時間 (1) 防犯:警備用機械装置のセット時から解除時までの間 (2) 火災:終日(24時間)
7 特記事項	※滑石公民館については、～R7.8.31まで別途業務委託契約済
8 担当所管	中央総合事務所総務課

124～128-24

(22) 樹木剪定・植栽業務

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	除草・植木剪定・伐根等業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校66校	小学校66校	小学校66校	小学校66校	小学校66校
	中学校36校	中学校36校	中学校36校	中学校36校	中学校36校
	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校	高等学校1校
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1) 草木の除草 (2) 樹木等の剪定 (3) 樹木等の伐根及び整地				
6 頻度	随時				
7 特記事項					
8 担当所管	教育委員会総務課				

1～120-27

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	除草・樹木剪定業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	保育所3施設	保育所3施設	保育所3施設	保育所3施設	保育所3施設
	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園
	幼稚園1園	幼稚園1園	幼稚園1園	幼稚園1園	幼稚園1園
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)樹木等の剪定 (2)雑草の除草				
6 頻度	随時				
7 特記事項					



8 担当所管	幼児課
--------	-----

154～155、157～159-27

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	除草・植木剪定・伐根等業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	市民センター1施設 庁舎1施設 放課後児童クラブ1施設	市民センター1施設 庁舎1施設 放課後児童クラブ1施設	市民センター1施設 庁舎1施設 放課後児童クラブ1施設	市民センター1施設 庁舎1施設 放課後児童クラブ1施設	市民センター1施設 庁舎1施設 放課後児童クラブ1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)草木の除草 (2)樹木等の剪定 (3)樹木等の伐根及び整地				
6 頻度	随時				
7 特記事項					
8 担当所管	東総合事務所地域福祉課				

160～162-27

1 業務番号	NO. 4				
2 業務名	東長崎地域センター剪定業務委託				
3 対象施設数	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	庁舎1施設 公民館1施設 子育て支援センター1施設	庁舎1施設 公民館1施設 子育て支援センター1施設	庁舎1施設 公民館1施設 子育て支援センター1施設	庁舎1施設 公民館1施設 子育て支援センター1施設	庁舎1施設 公民館1施設 子育て支援センター1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	樹木の剪定				
6 頻度	随時				
7 特記事項					
8 担当所管	東長崎地域センター				

121～123-27

1 業務番号	NO. 5
--------	-------

2 業務名	土井首合同庁舎 除草、樹木剪定及び搬出業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設
	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設
	ふれあいセンター1施設	ふれあいセンター1施設	ふれあいセンター1施設	ふれあいセンター1施設	ふれあいセンター1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	土井首合同庁舎敷地内除草、樹木剪定及び作業により生じた廃棄物の搬出				
6 頻度	年1回				
7 特記事項	土井首合同庁舎…土井首地域センター・土井首地区ふれあいセンター・土井首児童館の3施設複合				
8 担当所管	土井首地域センター				

147～149-27

1 業務番号	NO. 6				
2 業務名	公民館除草・剪定業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館3施設	公民館3施設	公民館3施設	公民館3施設	公民館3施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	除草及び剪定				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	対象施設：香焼公民館、三和公民館、高浜地区公民館				
8 担当所管	南総合事務所地域福祉課				

133～134、137-27

1 業務番号	NO. 7				
2 業務名	公民館等樹木剪定業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設
	文化センター3施設	文化センター3施設	文化センター3施設	文化センター3施設	文化センター3施設
	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設
	体育館1施設	体育館1施設	体育館1施設	体育館1施設	体育館1施設
4 根拠法令等					

5 業務概要	樹木剪定業務
6 頻度	随時
7 特記事項	
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課

132、140～144-27

**(23) 害虫害獣防除・駆除業務**

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	害虫等駆除業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校 66校	小学校 66校	小学校 66校	小学校 66校	小学校 66校
	中学校 36校	中学校 36校	中学校 36校	中学校 36校	中学校 36校
	高等学校 1校	高等学校 1校	高等学校 1校	高等学校 1校	高等学校 1校
4 根拠法令等					
5 業務概要	学校施設内に発生した害虫等（白蟻等）を駆除する。				
6 頻度	随時				
7 特記事項					
8 担当所管	学校施設課				

1～120-28

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	害虫等駆除業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	保育所3施設	保育所3施設	保育所3施設	保育所3施設	保育所3施設
	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園	認定こども園 1園
	幼稚園1園	幼稚園1園	幼稚園1園	幼稚園1園	幼稚園1園
4 根拠法令等					
5 業務概要	保育施設内に発生した害虫等（ハチの巣を含む）を駆除する。				
6 頻度	随時				
7 特記事項					
8 担当所管	幼児課				

154～155、157～159-28

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	市立保育所・市立認定こども園害虫等駆除業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	保育所3施設 認定こども園 1園	保育所3施設 認定こども園 1園	保育所3施設 認定こども園 1園	保育所3施設 認定こども園 1園	保育所3施設 認定こども園 1園
4 根拠法令等	大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添） のIIの5の(2)の②				
5 業務概要	(1) ゴキブリ防除及び駆除について (2) ねずみ防除及び駆除について				
6 頻度	半年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	幼児課				

154～155、157～158-28

1 業務番号	NO. 4				
2 業務名	白蟻駆除管理業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	保育所1施設	保育所1施設	保育所1施設	保育所1施設	保育所1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	白蟻の発生・建物等への被害が確認された際に、ベイト工法による白蟻駆除を行う。				
6 頻度	2か月に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	幼児課				

154-28

1 業務番号	NO. 5				
2 業務名	土井首合同庁舎そ害虫防除業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	庁舎1施設 児童館1施設 ふれあいセン ター1施設	庁舎1施設 児童館1施設 ふれあいセン ター1施設	庁舎1施設 児童館1施設 ふれあいセン ター1施設	庁舎1施設 児童館1施設 ふれあいセン ター1施設	庁舎1施設 児童館1施設 ふれあいセン ター1施設
4 根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律				

5 業務概要	薬剤散布による害虫及びネズミ駆除
6 頻度	年2回（おおむね1回目を8月、2回目を2月に実施）
7 特記事項	土井首合同庁舎…土井首地域センター・土井首地区ふれあいセンター・土井首児童館の3施設複合
8 担当所管	土井首地域センター

147～149-28

1 業務番号	NO.6				
2 業務名	公民館等害虫駆除業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設
	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設	庁舎1施設
	文化センター 2施設	文化センター 2施設	文化センター 2施設	文化センター 2施設	文化センター 2施設
	体育館1施設	体育館1施設	体育館1施設	体育館1施設	体育館1施設
4 根拠法令等	(使用する薬品に関して)建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則				
5 業務概要	害虫駆除業務				
6 頻度	年次 1回以上（※琴海地域センターのみ2回以上）				
7 特記事項	<p>(1)建物内に各種機器及び設備を有しているため、作業が機器類に影響を及ぼす可能性がある場合は、事前に発注者へ連絡すること。また、火気には十分注意して作業を行うこと。</p> <p>(2)使用薬品は、即効性、残効性を兼ね備えた薬品を使用し、防除作業に必要な器具・薬品等は、受注者がすべて負担する。</p>				
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課				

136、141～144-28

1 業務番号	NO.7				
2 業務名	公民館内害虫駆除業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館3施設	公民館3施設	公民館3施設	公民館3施設	公民館3施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	害虫(ゴキブリ)の駆除				
6 頻度	年1回				
7 特記事項					

8 担当所管	中央総合事務所総務課
--------	------------

124、126、128-28

1 業務番号	NO. 8				
2 業務名	長崎市役所地域センター等そ害虫防除業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設 庁舎1施設	公民館1施設 庁舎1施設	公民館1施設 庁舎1施設	公民館1施設 庁舎1施設	公民館1施設 庁舎1施設
4 根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律				
5 業務概要	(1)害虫駆除（薬剤散布） (2)ねずみ駆除（薬剤設置）				
6 頻度	(1)害虫駆除 年2回 (2)ねずみ駆除 年2回				
7 特記事項	福田合同庁舎（福田地域センター、福田地区公民館）が対象				
8 担当所管	中央総合事務所福田地域センター				

130～131-28

**(24) プールろ過装置保守点検**

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	小・中学校プールろ過設備保守点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校34校 中学校24校 高等学校1校	小学校34校 中学校24校 高等学校1校	小学校34校 中学校24校 高等学校1校	小学校34校 中学校24校 高等学校1校	小学校34校 中学校24校 高等学校1校
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)ポンプ、タンク、操作弁、計器類、その他循環濾過系統一式保守点検 (2)カートリッジ式濾過設備のカートリッジ交換及び清掃（1/2を交換、残り1/2は清掃し再利用）。再利用しない分は処分 (3)砂濾過式濾過設備の濾過タンク内濾材の水洗 (4)不良個所の復旧施工内容、図面及び積算書の作成 (5)軽微な補修 (6)市が指定する学校に薬品（塩素系）の納入 等				
6 頻度	年に2回（プール使用開始前に1回、プール終了後に1回）				
7 特記事項	ろ過方式については以下のとおり (小学校) カートリッジ式濾過34校、砂濾過3校				

	(中学校)カートリッジ式濾過 21 校、砂濾過 2 校 (高校)カートリッジ式濾過 1 校
8 担当所管	学校施設課

1~120-29

### (25) プール水質検査

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	プール水質検査業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校 35 校	小学校 35 校	小学校 35 校	小学校 35 校	小学校 35 校
	中学校 23 校 高等学校 1 校	中学校 23 校 高等学校 1 校	中学校 23 校 高等学校 1 校	中学校 23 校 高等学校 1 校	中学校 23 校 高等学校 1 校
4 根拠法令等	学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号、令和 4 年 3 月 31 日改正）				
5 業務概要	プール水の水質検査（採水を含む） 検査項目：①遊離残留塩素（プール内 3 か所） ②pH 値 ③大腸菌 ④一般細菌 ⑤有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） ⑥濁度（プール内） ⑦総トリハロメタン ⑧濁度（循環ろ過装置の処理水）				
6 頻度	プール使用期間により年間 1 回または 2 回				
7 特記事項	委託期間中に対象施設数に変更が生じる可能性あり。（プール民間委託事業の状況による）				
8 担当所管	健康教育課				

1~120-29

### (26) プールバランシングタンク清掃

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	小・中学校プールバランシングタンク清掃業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	小学校 11 校	小学校 11 校	小学校 11 校	小学校 11 校	小学校 11 校
	中学校 15 校	中学校 15 校	中学校 15 校	中学校 15 校	中学校 15 校
4 根拠法令等					
5 業務概要	学校プールのバランシングタンクの清掃 等				
6 頻度	年に 1 回（学校水泳授業が始まるまでに実施）				
7 特記事項					
8 担当所管	学校施設課				

1~120-29

**(27) 舞台設備関連保守点検**

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	舞台機構保守点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	高等学校1校	—	高等学校1校	—	高等学校1校
4 根拠法令等					
5 業務概要	ボーダーライト・袖幕等の点検				
6 頻度	2年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	教育委員会総務課				

**120-30**

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	舞台照明設備保守点検業務				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	高等学校1校	—	高等学校1校	—
4 根拠法令等					
5 業務概要	体育館照明設備(電盤等)の点検				
6 頻度	2年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	教育委員会総務課				

**120-30**

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	舞台吊物装置保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	吊物(緞帳、バトン、スクリーン、証明等)点検				
6 頻度	1年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	東総合事務所地域福祉課				

**121-30**



1 業務番号	NO. 4				
2 業務名	公民館舞台吊物装置保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館2施設	公民館2施設	公民館2施設	公民館2施設	公民館2施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1) 電動、手動、固定吊物装置の点検及び調整 (2) マシン、滑車類、レール、網元等の点検調整 (3) ワイヤー伸び率、損傷などの精密検査 (4) 操作盤、制御盤の点検調整 (5) 舞台幕類の吊り高位置調整 (6) 機器類の清掃、注油及びグリスアップ (7) 機器内部の清掃 (8) 総合点検				
6 頻度	年に2回				
7 特記事項	対象施設：香焼公民館、三和公民館				
8 担当所管	南総合事務所地域福祉課				

### 133、137-30

1 業務番号	NO. 5				
2 業務名	琴海文化センター舞台吊物装置保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	文化センター 1施設	文化センター 1施設	文化センター 1施設	文化センター1 施設	文化センター 1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1) 点検、検査及び試験 (2) 清掃 (3) 故障発生のお知らせを受けた場合は、速やかに専門技術員を派遣し、適切な処理を行うもの。				
6 頻度	(1)年次 2回以上				
7 特記事項					
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課				

### 140-30

1 業務番号	NO. 6				
2 業務名	琴海文化センター電動椅子保守委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	文化センター 1施設	文化センター 1施設	文化センター 1施設	文化センター1 施設	文化センター 1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1) 点検 (2) 移動観覧席清掃業務 (3) 故障発生の通知を受けた場合は、速やかに専門技術員を派遣し、適切な処理を行うもの。				
6 頻度	年次 1回以上				
7 特記事項					
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課				

**140-30**

1 業務番号	NO. 7				
2 業務名	公民館舞台音響照明設備保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館2施設	公民館2施設	公民館2施設	公民館2施設	公民館2施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1) 音響設備保守点検 ア 音声調整卓、電力増幅器架等の周波数（音響）特性、歪率測定及び点検調整動作試験 イ カセットデッキ、レコードプレーヤー、CD・MDプレーヤー及びワイヤレス受信機等の動作点検及び調整 ウ 入力ジャック盤、マイク及びマルチコネクター等の配線点検 エ マイクロホンその他付属機器の点検調整 オ 機器内部の清掃 カ 総合試験 等 (2) 照明設備点検 ア 主幹盤、調光盤等の絶縁測定 イ 照明操作卓の調光特性テスト及び点検調整 ウ 照明器具類の点検調整 エ フロアーコンセント、ケーブル類、効果灯具類の点検				

	オ 照明操作卓類の清掃 (3) 舞台設備設営、操作確認及び指導（香焼公民館のみ） 舞台発表に関する照明、吊物、音響設備の設営、操作確認及び指導
6 頻度	年に1回
7 特記事項	(1)対象施設：香焼公民館、三和公民館 (2)業務概要(3)については、毎年11月開催の香焼公民館フェスティバルにあわせて行う。
8 担当所管	南総合事務所地域福祉課

**133、137-30**

1 業務番号	NO. 8				
2 業務名	琴海文化センター舞台音響設備及び舞台照明設備保守点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	文化センター 1施設	文化センター 1施設	文化センター 1施設	文化センター 1施設	文化センター 1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1) 点検（照明設備及び音響設備） (2) 故障発生の通知を受けた場合は、速やかに専門技術員を派遣し、適切な処理を行うもの。				
6 頻度	年次 2回以上				
7 特記事項					
8 担当所管	北総合事務所地域福祉課				

**140-30**

**(28) 空調機洗浄**

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	空調設備清掃等業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎1施設	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎1施設	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎1施設	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎1施設	公民館1施設 市民センター 1施設 庁舎1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	空調設備の清掃等				
6 頻度	年に1回				

7 特記事項	
8 担当所管	東総合事務所地域福祉課

121、161～162-31

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	滑石公民館調理実習室エアコンフィルター清掃業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	-	公民館1施設	-	-	公民館1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	滑石公民館調理実習室の衛生環境を保つため、エアコンフィルターの清掃を行う				
6 頻度	3年に1回				
7 特記事項	※3年に1回行うため、債務負担行為にも3年に1回計上される				
8 担当所管	中央総合事務所総務課				

128-31

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	空調設備配管洗浄業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	-	-	児童館1施設	-	-
4 根拠法令等					
5 業務概要	空調のドレンパンの脱着洗浄及びドレン管をブロー洗浄				
6 頻度	令和4年度に、取り付け設置から11年経過していたため行った。				
7 特記事項					
8 担当所管	こども政策課				

147-31

1 業務番号	NO. 4				
2 業務名	大浦児童センター空調清掃業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設	児童館1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	空調の清掃を行う。				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	天井が高く、職員での清掃が困難なため委託をする。				

8 担当所管	こども政策課
--------	--------

145-31

(29) グリストラップ清掃業務

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	長崎市立保育所等グリストラップ清掃に伴う産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	保育所2施設 認定こども園 1園	保育所2施設 認定こども園 1園	保育所2施設 認定こども園 1園	保育所2施設 認定こども園 1園	保育所2施設 認定こども園 1園
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)グリストラップ槽の清掃 (2)産業廃棄物の収集運搬及び処分				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項					
8 担当所管	幼児課				

155、157～158-32

1 業務番号	NO. 2				
2 業務名	グリストラップ清掃に伴う産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)グリストラップ槽の清掃 (2)グリストラップの産廃(汚泥)の収集運搬・処分				
6 頻度	1年に2回				
7 特記事項					
8 担当所管	東総合事務所地域福祉課				

121-32

1 業務番号	NO. 3				
2 業務名	ふれあいセンターほかグリストラップ清掃業務				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度

3 対象施設数	公民館4施設 ふれあいセン ター1施設	公民館4施設 ふれあいセン ター1施設	公民館4施設 ふれあいセン ター1施設	公民館4施設 ふれあいセン ター1施設	公民館4施設 ふれあいセン ター1施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)バキューム車によるグリストラップ槽の清掃 (2)害虫駆除(香焼公民館のみ)				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	対象施設:土井首地区ふれあいセンター、香焼公民館、川原地区公民館、為石地区公民館、野母地区公民館 グリストラップ槽に接続する配管周りの汚れ、詰まりを目視により点検し、当該箇所の清掃も併せて行うものとする				
8 担当所管	南総合事務所地域福祉課				

133、135、138～139、149-32

1 業務番号	NO. 4				
2 業務名	公民館調理室グリストラップ清掃及び産業廃棄物収集運搬・処分業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館3施設	公民館3施設	公民館3施設	公民館3施設	公民館3施設
4 根拠法令等					
5 業務概要	(1)各公民館に設置しているグリストラップ(1箇所)の清掃を行う。 (2)清掃の際に発生するグリストラップ汚泥を、適正に収集運搬・処分する。 (3)汚泥の予定数量は、洗い水を含めて1施設あたり0.1㎡とする。				
6 頻度	年1回				
7 特記事項					
8 担当所管	中央総合事務所総務課				

124、126、128-32

### (30) ダクト・フード等清掃

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	市立保育所等調理室空調機清掃業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	保育所3施設 認定こども園 1園	保育所3施設 認定こども園 1園	保育所3施設 認定こども園 1園	保育所3施設 認定こども園 1園	保育所3施設 認定こども園 1園

4 根拠法令等	
5 業務概要	調理室に設置する空調機（計7台）について、機器内の薬品洗浄を行うもの。
6 頻度	年に1回
7 特記事項	
8 担当所管	幼児課

154～155、157～158-32

### (31) 電気設備点検

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	公民館電気設備点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設	公民館1施設
4 根拠法令等	電気設備に関する技術基準を定める省令				
5 業務概要	(1) 電気設備への指導、協議又は助言 (2) 電気設備の点検測定				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項	対象施設：川原地区公民館、為石地区公民館、高浜地区公民館 上記施設を3年ローテーションで点検する。				
8 担当所管	南総合事務所地域福祉課				

134、138～139-33

### (32) 遊具・校庭設備点検

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	市立保育所等遊具点検業務委託				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	保育所3施設 認定こども園 1園 幼稚園1園	保育所3施設 認定こども園 1園 幼稚園1園	保育所3施設 認定こども園 1園 幼稚園1園	保育所3施設 認定こども園 1園 幼稚園1園	保育所3施設 認定こども園 1園 幼稚園1園
4 根拠法令等	遊具の安全に関する規準				
5 業務概要	保育施設等に設置している遊具の点検を行う。				
6 頻度	年に1回				
7 特記事項					

8 担当所管	幼児課
--------	-----

154～155、157～19-34

(33) 建築基準法第12条に基づく点検業務※建築基準法第12条第2項

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	建築基準法第12条に基づく点検業務※建築基準法第12条第2項				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	【別添5-3】建築基準法第12条に基づく点検業務・対象建築物一覧のとおり				
4 根拠法令等	建築基準法第12条第2項				
5 業務概要	建築基準法第12条第2項に基づく特定建築物の定期点検を行う。				
6 頻度	特定建築物の定期点検：3年に1回				
7 特記事項	対象建物の棟ごとに報告書を提出する。				
8 担当所管	学校施設課、東総合事務所地域福祉課、東長崎地域センター、こども政策課、中央総合事務所総務課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課、人事課、資産経営課、幼児課、こどもみらい課				

1～169-35

(34) 建築基準法第12条に基づく点検業務※建築基準法第12条第4項

1 業務番号	NO. 1				
2 業務名	建築基準法第12条に基づく点検業務※建築基準法第12条第4項				
3 対象施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	【別添5-3】建築基準法第12条に基づく点検業務・対象建築物一覧のとおり				
4 根拠法令等	建築基準法第12条第4項				
5 業務概要	建築基準法第12条第4項に基づく特定建築物の建築設備（エレベーター、防火設備は(2)(4)(7)に基づくため、本項の対象には含まない。）の定期点検を行う。				
6 頻度	特定建築物の設備の定期点検：1年に1回				
7 特記事項	対象建物の棟ごとに報告書を提出する。				
8 担当所管	学校施設課、東総合事務所地域福祉課、東長崎地域センター、こども政策課、中央総合事務所総務課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課、人事課、資産経営課、幼児課、こどもみらい課				

1～169-35

(35) 日常業務修繕

1 業務番号	NO. 1
2 業務名	修繕業務



	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3 対象施設数	業務対象施設一覧のとおり				
5 業務概要	<p>原則、1件あたり130万円未満の日常的修繕</p> <p>受託者は、本市又は学校等から要請があった場合や、各業務の実施により把握した破損又は故障等の不具合箇所について、修繕業務を実施すること。</p> <p>※施設・設備の効用を維持するために必要となる補修・修繕（備品修繕は含まない）のこと。</p>				
6 頻度	本市又は学校等からの要請に基づき、修繕を行うこと。				
7 特記事項	<p>業者選定については、公平性確保のため、長崎市の行政区域を北西と東南の2分割とし、その区域内に属する学校等は、当該区域に属する事業者が発注しなければならない。</p> <p>ただし、災害等による修繕で緊急やむを得ない場合や、対応する事業者が所管区域に存在しない場合等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。</p>				
8 担当所管	各担当課				

1~169-21